

近代化における日本村落・タイ村落

——ひとつの比較村落社会史論——

藤 井 勝

Before the modern era, Japanese villages were not only natural communities but also administrative villages: villages had the property of 'official representative' in local areas. They developed its self-governance under this condition, and were held in respect by feudal rulers. On the other hand, Thai villages didn't play important roles in the pre-modern ruling system, though they existed as natural communities.

However, this contrast in the pre-modern era changed, because Japanese modern local system excluded its villages and built up new local official units, *Son* and *Cho*, while traditional villages in Thailand became the most basic units of local domination, and got the status of 'official representative'. Thailand decided to modernize the society on the basis of Thai villages, but modern Japan took the way of neglecting the pre-modern local basic units in prospect of constructing financially more stable local units.

As is known well, Japanese society has modernized as a whole more than Thailand during a century. However, Japanese villages have suffered much more from their helplessness in their advanced society. Japanese society should give its villages the status of 'official representative' again in order to reconstruct local communities in which young generations can willingly and confidently live.

1. 視 点

日本とタイは東アジアの南北にあって地理的に大いに隔たった関係にあるが、多くの共通性がある。たとえば東北アジアにあって日本社会は韓国や中国のように父系的出自原理を明確に発達させなかったため、双方的親族中心のタイ社会のほうに近い側面がある。かつて岡正雄が日本文化の古層を論じ、日本には大きく二つの文化の層があるとしたが、1つの柱になったのは中国南部や東南アジア大陸部に発する文化複合であり、その地域は基本的にタイ族を中心とした民俗世界であった(岡, 1979)。また日本の東南アジア史学でも、日本文化が稲作以前そして稲作段階において、タイを含む東南アジアの基層文化と同質

性、あるいは共通の特質をもったことが重視されている(桜井, 2002, pp. 33-4)。近代史という局面でも共通する面がある。日本の近代化の出発点である明治期、その明治天皇が即位した1868年は、タイ国の近代化の担い手であったラーマ5世(チュラーロンコーン大王)が即位した年でもあった。タイと日本は、同時期に王政下で近代化への扉をひらいたのである。

しかしながら、村落の社会史的展開という視点からみると、共通面と共に相違面が目立ち。とくに社会における「公的代表性」の側面である。この公的代表性とは、村落が社会において公的制度的なものと認知され、その地域を代表する社会集団・社会単位として存在し、機能することであると理解したい。そ

して公的代表性は村落の社会的存立にとって極めて重要な特質である。戦前の鈴木榮太郎『日本農村社会学原理』(1941)における「自然村」と「行政村」の二つの「村」の提起、そして「自然村」の重視に対して、有賀喜左衛門が「内と外の相互規定」という視点から批判したように(有賀著作集X, 1971, p. 163/pp. 168-9), 村落の「自然村」的あるいは生活共同体的側面のみを強調しても、村落の全体や本質を論じることはできない。村落は社会のなかで独立的・自立的ではなく、周囲の社会あるいは上位の社会との関係を切り結びながら成り立っている。

以上の視点から、本稿では、前近代の日本とタイにおける村落の公的代表性のあり方、そして近代以降における変容・変動を比較する。そのうえで、今日における村落の課題について日本を中心に考える。なおできるだけ筆者自身の調査事例、つまりフィールドにもとづいて考察したい。

2. 前近代の日本村落

まず前近代の村落を理解する。前近代の日本村落とは、近世の藩政村である。藩政村とは行政村であることを意味するが、その内部には自然村の特質がある。つまり集落の自然村的生成を背景として行政村的地位が確立し、藩政村になると考える。筆者が調査した近世村落を事例に考察をすると、以下のようになる。

信州佐久平に位置する今井村は、寛永6年(1629)の検地によって正式に藩政村となる。伝承では、当時村落には「六姓七屋敷」があったと言われ、実際、検地帳でも七戸の屋敷地が免租地となっているから、藩政村として成

立した当時の今井村は、後に発展する同族の本家筋(草分け)の家々が単位となって構成された。そして藩政村を運営するために、享保期(1720年頃)までは、名主と組頭(五人組)による役職体制が生まれ、その後は名主一年寄一百百姓代一組頭の四役体制へと移行し、幕末まで維持される。名主職については、特定の家筋が近世初期から幕末までの200年間あまりを世襲している。この村体制のもとで、村請制による多様な税(年貢・諸役)の徴収が実施された(藤井, 1991, pp. 336-7)。また村における人的管理も、基本的に村落組織(村役人)の権限のもとに置かれた。

もっとも今井村は支配者側の一方的強制によって成立したのではなく、自然村的基盤のうえに形成された。この地域一帯では元和年間(1615-24)に千曲川流域の水利開発が実施され、それまで荒蕪地であった地域が耕地化、水田化され地域社会の成長がみられた(藤井, 1991, p. 252)。これを契機として次第に在地における自然村的な結合が生成、発達した。支配者の側は、自然村としての今井村の成長を認めたからこそ、藩政村の設定を行ったといえる。集落が地域社会として成長・発展した結果、在地における公的代表性を獲得した。

藩政村となった今井村は、領主側からの要求に対して自らの地域社会編成の実情に合わせて受容と調整を図った。たとえば組(つまり五人組)は領主側から村落に強制されたものであり、村請制と結びついた制度であったが、今井村では、内部で発達する同族と融合させることにより組体制は維持された。というのは、明和3年(1766)分より幕末まで残存する五人組帳によれば、組の編成は同族とオーバーラップしていたからである。今井村

では、近世中期までに形成された本家と分家の多くは同じ組に所属し、近世後期に分家した家も、分家した場所とは関係なく、本家と同じ組に所属した。そしてこの状態が幕末まで維持された(藤井, 1991, pp. 330-1)。領主側から「強制」された制度を、村落は内部関係・内部秩序のなかに「再規定」している。

もう一つの例として、岡山県美作地方の行延(または行信)村を掲げる。行延村が藩政村として成立する経緯は複雑である。この地方では慶長九年(1604)に検地が行われ、最初の近世村が設定されたが、その段階では行延村は単独で現れない。藩政村としては小坂村と行延村の二つにわかれていた。そもそも旧小坂村と旧行延村は、隣接する別の谷に集落を形成し、両者は村落空間を可視的に共有することができない関係にある。近世初頭には、それぞれに旧土豪の勢力が残り、それぞれの谷空間を中世的関係のなかで支配していた。慶長検地時の屋敷地登録人も、旧小坂村で3名、旧行延村6であるから、とくに旧小坂村は極めて屋敷地登録人(近世初期本百姓)数が極めて少ない(藤井, 1997, p. 106)。しかしながら寛永13年(1635)に両村落が合併して新・行延村が成立し、この新・行延村が以後200年以上にわたって村請制を担う主体となった(藤井, 1997, pp. 13-4)。村落内部を示す現存史料のなかで最も古い延宝7年(1679)「五人組並び名子家来与下共=書上帳」写しによれば、村落は旧「小坂」・旧「行延」を単位として二つの「六人組」が作られ、それぞれは同族の本家ないし、古い分家筋から構成された。またこれらの家々の「家来」「譜代」筋や一部の親族分家筋は「六人組」の正規の構成戸ではないものとして帳面端に記載されていた(藤井, 1997, pp. 104-5, p.

108)。もちろんこうした編成は漸次弱まり、村落内のほとんどの農民が村請制を担う正規の構成戸となってゆく。

新・行延村の成立過程のなかにも、地域社会の側からの新しい代表性の獲得の論理があったろう。ただし従来は別々に存在した生活空間が急速に一体化したのではなく、両村落が一本化する必要性が村落の側に生じた。新・行延村が生じた寛永13年(1635)は、大坂夏の陣・冬の陣が終わることにより幕藩体制が安定し、この戦に武士として参戦した当地の旧土豪層の百姓身分化も決定的となった時期である¹⁾。旧土豪勢力はこれを契機として最終的に幕藩体制を受け入れ、百姓身分化を図るとともに、新時代にふさわしい村落体制を築くべく「小坂」「行延」の合併を行い、新・行延村という単位で地域社会としての公的代表性を確立したのである。自然村の生成ではないが、在地における営為の結果という意味で今井村と共通性はある。旧村落に異なった勢力があったため、合併には確執があったはずだが、今後の地元の必要性のために合併したといえよう²⁾。

こうして公的代表性が確立されると、両者を繋いだ生活連関が次第に発達して、自然村的な発展が進んだようだ。近世後期の作成と推定される「村法前例帳」の分析によれば(藤井, 1998, pp. 43-46)、田畑の所有や利用、農作業、濁水時の対応、溜池や林野の管理、道路・川・溝の管理、寺社・信仰、冠婚葬祭、家・家族、年貢、村落運営、さらに治安維持や疫病対策などがあり、村落生活はさまざまな取り決めのなかで営まれた。村請制に直結する項目もあるが、生活共同と深く結びついた項目をたくさん含んでいる。林野・水利・農地・農作業といった経済的側面、家族や親

族に関わる社会的側面、そして寺社や信仰に関わる宗教的側面といったように、取り決めの範囲はひろく、鈴木栄太郎が自然村をとらえる根拠とした集団の累積に対応する項目が並んでいる(鈴木栄太郎著作集 I, 1968, p. 97/pp. 322-)。もちろん旧「小坂」・旧「行延」を区別した記述はほとんどない。

そして今井村と同じく、領主側による「強制」は地元の現実にあわせて「再規定」された。行延村は、今井村以上に同族の発達した村落であったが、ここでも組と同族の一体化が進んでいた。今井村以上に顕著であった。延宝年間にあった「六人組」にかわって、近世中期以降は組＝株内(同族)という仕組みが形成された。つまり近世後期には、株内が年貢の連帯責任を負い、また組の長＝組頭のほとんどは株内の本家筋であったことが史料よりわかる(藤井, 1997, pp. 290-3)。領主側から「強制」された組制度は、村落内部で発達してきた株内(同族)システムのなかに吸収されていた。

3. 前近代のタイ村落

一方、タイの村落である ban はどうであろうか。ここでは、近代地方行政制度(monthon の長をトップとする)が施行される直前の 19 世紀後半の状態を、主に欧米人の調査報告を利用しながら考察する³⁾。欧米人によるインドシナへの関心は、植民地政策と結びついて 19 世紀後半に大いに高まるが、こうした状況下で欧米人の冒険家や学者による旅行や調査が数多く実施された。なかでもフランス人学者エモニエが 1883-4 年に東北タイ(イサーン)を中心とした地域で行った調査は、タイの地方の旅行・調査なのなかでは出色であ

る⁴⁾。報告書は 19 世紀末にフランスで出版されているが(Aymonier 1895, 1897)、最近、*Isan Travels* という題名で英訳されたため、きわめて利用が容易になっている(Aymonier, 2000)。

タイの村落は、もともと極めて小規模だったと考えられている。水野浩一の提起した「屋敷地共住集団」概念(水野, 1981)にもとづく北原や赤木の議論によれば、タイの原初的な村落とは論理的には「屋敷地共住集団」そのものであった(北原編, 1987)。タイ、とくに東北タイでは人々がある地域に長期定住して安定的村落生活を営むのはそれほど古くなかったと考えられる。人々はよりよい生活条件を求めて、つまり良田探し ha na di のために、ジャングルの中を移動した(口羽編, 1990, pp. 204-6)。したがって、一つの家族集団の子孫が代々同一集落に居住することはなく、村落は家族集団の一定の拡大程度の規模で存在した。つまり典型的には、親の世帯と複数の既婚子(娘であることが多い)の世帯によって構成される「屋敷地共住集団」である。そして古い村落形態は「屋敷地共住集団」が一つないし若干存在する程度だったと考えられる⁵⁾。実際、17 世紀後半にタイを見聞したフランスの修道会士の日記によれば、当時の首都アユタヤからそれほど遠くない中部地方でも、村落規模は 10~15 戸程度であったとされている(タシャル, 1991, pp. 537-8)。リードによれば、当時のシャムをはじめとした東南アジアでは家は「非永続」的で、その移動・再建も容易であったが、そうした住居形態は当時の社会構造と結びついていた(リード, 1997, pp. 87-8)。つまり恒常的な村落社会が未確立であったことを示している。

ところが、エモニエの調査報告を分析する

と、当時の東北タイは平均30-40戸前後の戸数からなる村落形態が主流になっていた（藤井，2003 a, pp. 43-4）。今日のタイの村落規模からみれば半分以下だが、古い時代の状態とはかなり異なっている。19世紀末に中部タイの地方視察した高官は、60~80戸の村落を指して大規模村落としていることを見ても（Phra Intratiban, 1977, p. 41）、東北タイで平均30-40戸程度というのは妥当な数字であろう。もちろん地域差があり、開発が遅れている北部地域では村落戸数は少ないが、すでに18世紀よりラオ族の進出が進んでいた中部や東南部、あるいはシャムの軍事的な拠点であるコーラート周辺地域では村落戸数は多くなっている。当然ではあるが、エモニエ自身には屋敷地共住集団の概念はないので、19世紀後半の村落にどの程度の屋敷地共住集団があったかを直接知ることはできないが、戸数から推定すれば、村落には若干の屋敷地共住集団ではなく、一定数の屋敷地共住集団が存在していたと推定される。日本と比較すれば、親族・非親族の複数世帯からなる初期本百姓（2~5世帯程度を含んだ屋敷地共住集団として存在）から構成される近世初期村落の様子にも近い。前近代バンコク王朝期の東北タイ村落は、古いタイプの村落形態を脱して、定住性をもった地域社会として生成・成立していたことになる。継続的な共同生活が十分に成立していると考えてよからう⁶⁾。

にもかかわらず、前近代期には原則として村落は公的代表性を確立していなかった。この点が日本とは根本的に異なる。したがって日本における村請制のような仕組みもなかった。そもそも前近代のタイでは、日本近世のように、土地（耕地）支配に基づいて税（年貢）が課されたのではなく、人の支配を基本

として税が課された。しかも、その人の支配では、成人男子ごとに一定の賦役（東北タイのようにバンコクから遠い地域では、それに替わる特産品や銀）が課されたから、米の上納が基本となった日本とは異なる。「田に米あり、水に魚あり」という言葉があるように、タイは元来「米どころ」の国であるはずだが、なぜか米が税の対象とはなっていない⁷⁾。このような支配体制のもとで、東北タイのような周辺域では、地方国主 cao muang および、その一族の地方支配者は、それぞれが幾つかの徴税組織 kong のなかに農民を個別に組み入れ、その頭数にしたがって税を徴収した（Mikusol, 1984, p. 83）。そして kong は決して村落単位に組織されなかった。むしろ婚姻制度（妻方居住）と kong 所属の非変更原則によって、それぞれの村落では、異なったムアンの kong に属する住民が共に生活する形態をとっていた（藤井，2003 a, p. 52）。とくにムアンの周辺領域ではこの傾向が強く、エモニエの報告書を分析しても、そうした傾向がはっきりと示される（藤井，2003 a, p. 55）。

トンチャイの前近代の支配領域論とは対立するが、東北タイではムアンの領域はかなりはっきりとした境界性をもっていたようである。カイズもすでに指摘しているところである（Keyes, 1976, p. 51）。エモニエの調査報告にもムアンの境界は図示できるものとして記載されている。そしてムアンの境界の基準となっているのは村境という考え方であるように思われる⁸⁾。つまり村落の空間的な範囲も認識されているが、支配者側は、この村落を基礎単位として支配を行うまでには至らなかった。村落は、支配者と住民の間を媒介することのできる社会単位、その意味で地方国主にとって信頼し利用可能な社会単位にまで

成長していなかったことになる。もちろん村落という単位が支配システムにおいて全く無意味・無力でなかったことにも言及しておく必要がある。エモニエの調査報告の中でも、ある種の税については村落長が村人から集めたものを地方国主に上納していたことが報告されている (Aymonier, 2000, p. 90)。また北原の分析によれば、東北タイの事例ではないが、19 世紀には、流動性・移動性を増した農民の安定的な掌握のために、村落による農民管理を求める動きが生じた地方も存在していた (北原, 1995, pp. 27-29)。バンコク朝とくに 19 世紀後半は、支配者と村落の関係性も次第に変化する局面を迎えつつあった。

4. 近代化における村落の二つの道 ——区と mu ban の間——

以上の前近代の状態をへて、両社会は近代期へと向かう。日本では、近代の町村制が明治 22 年 (1889) に施行されたのに対して、タイで新しい地方行政が導入されるは 1896 年からであるから、両社会は、相前後して近代期の地方システムへ移行したことになる。しかしながら、この過程で生じた展開はまったく異なった。

日本では、村落と国家・自治体との関係は、町村制によって根本的に変化した。町村制の基礎となった村は、近世の村落 (藩政村) とはまったく異なったからである。明治初年に一定の試行錯誤を経た後、町村制下では、幾つかの藩政村が合併して、新しい「村(ソ)」つまり行政村を作ることになった。町村制の施行によって、町村数が 74,000 余から 13,000 余に激減したことによっても、そのことは一目瞭然である (山中永之祐, 1999, p.

30)。この時、藩政村は「大字」として名を残すことになったが (同上)、地方行政上では、多くは「区」という名称・地位を与えられる。町村制規則では、「第六四条第一項 町村ノ区域広闊ナルトキ又は人口稠密ナルトキハ処務便宜ノ為町村会ノ議決ニヨリ之ヲ数区ニ分チ毎区区长及其代理者各一名ヲ置クコトヲ得区长及其代理者ハ名誉職トス」という規定があるからである (国文学研究資料館, 1999, p. 379; 小島鋼次郎ほか, 1889, p. 430)。

先の今井村や行延村でも、このような展開が生じた。今井村は、明治初年の流動的時期を経て、町村制施行とともに、藩政村である三河田村、横和村、岩尾村、落合村、大和田村の 5 ヶ村とともに近代の高瀬村を形成することになった。今井村そのものは町村制施行とともに「北佐久郡高瀬村大字今井区」(大正 3 年今井区申合規約書による) となり、町村合併を経ながらも、今日まで今井区として存続している。一方、行延村は町村制施行とともに、宮山、羽仁、安井、百々、周佐、書副の 6 ヶ村と合併し、近代の行政村である北和気村を創設した。行延村などの近世村はこの時より区となって現在に至っている (柵原町教育委員会ほか編, 1991, p. 91)。

村落が区となったことは、旧藩政村が近代の地方自治制度上において新しい法的地位を獲得したことを意味しない。明治 22 年に出版された『町村制実用』によれば、「区ハ町村内特立シタルノ自治体タルニ非ラス区長モ亦其固有ノ職権アルニアラスシテ単ニ町村長ノ事務ヲ補助執行スルノ便ニ供フルニ過ギス故ニ区长ハ町村ノ機関ニシテ区機関ニアラス……」(小島鋼次郎ほか, 1889, p. 430) とされ、区の非自治体的性格 (公的地位を持たない) と、区長の町村行政に対する補助的役割

が強調されている。一方では、第六六条において、区長に対しては、町村の各種委員と同じく、職務遂行のための実費支給とともに、「町村会ノ議決ニ依リ勤務ニ相応スル報酬ヲ給する」ことが可能とされているから（国文学研究資料館，1999，p. 379；小島鋼次郎ほか，1889，p. 449），区長は、行政からの報酬もなく行政補助的役割を果たしたのではない。いずれにしても、村落の社会的制度的地位は近代になって決定的に低下・変質することになったが、この問題は第二次世界大戦後の制度改革によっても省みられることはなかった。第二次世界大戦後の民主改革期には近代の地方行政制度の問題点の改革が試みられたが、村落にまでは改革の波は及ばなかった。むしろ村落共同体論の隆盛に象徴されるように、当時は、村（ムラ）集団は寄生地主制とともに封建遺制を代表する存在と考えられたから、村落（旧藩政村）の地位を見直す議論が起こる基盤はなかったといえよう。

タイでは対照的な展開が生じた。前近代村落の法制度化の道である。チャクリー改革期の地方制度改革のなかで村落に関わる規定がなされたのは、「ラタナコシーン歴第116年地方行政法」（1897年）である。このなかには、以下のような規定がある⁹⁾。

第3節 mu ban の行政

(mu ban の定義)

第8条 10戸または男女住民合計100人をもって1つのmu banとする。

(phuyai ban の選出)

第9条 1つのmu banに家または浮屋をもつ男女住民は、その中から尊敬に値する者1名を

phuyai banとして選出する。

phuyai banの選出は以下のとおりとする。

ここにあらわれるmu banが近代の地方制度の基礎的地域単位となる。このmu banは日本語に訳せば「banの群れ」という意味になるが、前近代の村落=banを複数集めて近代地方制度上の基礎的地域単位を構築したことを意味するものではない。このmu banにおけるbanとは、戸（あるいは家）や「屋敷地共同集団」としてのbanを意味している。実は上記のmu banの規定の前に、banの定義が第7条でなされている。そこでは「ban：本法においてbanとは、定まった所有者をもち、他から独立した土地に存在する家屋または家屋の集合をいう」とされ、さらに「特定の地点に繫留された浮屋または浮屋の集合が、他から独立して一定の所有者を持つ場合も、これも1banとみなす」という規定が付け加えられているからである。「浮屋」や「浮屋」の集合とは、河川や運河沿いに点在する住居や住居群を意味しているので、いかにもタイ的な事情を反映したものである。

つまり原則としては、独立的な戸や「屋敷地共住集団」が10、ないし人口が100人で1つのmu banを作ることを意味している。もちろん、10なり100というのは極めて象徴的な数字であって、実際には、近代以前から存在してきた村落banが、一定の地域差はあるものの、mu banという制度上の名称なり地位を与えられた。すでに考察したように、19世紀後半には東北タイの村落でさえ一定数の屋敷地共住集団よりなる形態に移行していたから、19世紀末には、村落は屋敷地共住集団や家の群れ、つまりmu banというにふさわ

しい状態にあったであろう¹⁰⁾。こうしてタイの村落は、近代期への移行過程において、mu ban という名称のもとで公的代表性を獲得することになった。

筆者が調査中の東北タイ・マハーサーラカム県のナートーン村は、19 世紀中葉にウボンラーチャターニー方面からの移住者によって開かれた隣村・タップマー村からさらに分村して成立した。時期的には 20 世紀初頭と考えられるから、前近代期の歴史はもたないが、mu ban としての成立過程には、タイ村落に共通するものが含まれている。つまり最初はタップマー村からの数家族の移住から始まったとされる。やがて新移住者を迎え、戸数が増加し、寺も建立されるなどして、地域社会としての実質的内容が整備された。その結果として、タップマー村から正式に分離することが地方機関（直接には郡庁）より承認され、地域社会としての公的な代表性を獲得した。聞き取りから総合すると、正式な村落長 phuyai ban を置くことになったのは 1910 年代後半と考えられる。

同じく筆者が調査に参加した中部タイ・ナコンパトム県のラーンレーム村は、東北タイとは違った地域的特色をもちながらも、類似の展開を示した。当村は、この地域に出作地を有する周辺村落の農民の一部が 19 世紀末に移動・定住することを通じて発生したから、東北タイ・ナートーン村と同じく近代以前の歴史を持たない。農民たちはまず家屋を作ったが、世代の進行とともに屋敷地共住集団に発展していった。東北タイと異なるのは、これら家屋や屋敷地共住集団は一定の距離において分散的に配置されていたことである。北原によれば、ここに生じた家や屋敷地共住集団が ban, あるいはこの地方でいわれる mu

(群れ) であった。1913 年作成の地図によれば(陸軍地図局発行)、この地には、中心を流れる運河をはさんで、6 戸と 5 戸が存在することが確認されている(北原編, 1987, p. 220)。この段階では、運河の両側では親族関係や出身村落の違いを背景とする ban がそれぞれ形成され、別個の集落、別個の生活集団として生活共同が展開した。行政的にも二つの集落は異なる 2 つの mu ban をなしていた。近代の地方行政法の規定する mu ban の内容と比べると小規模の mu ban であったが、一方で、実際の地域社会関係の形成の程度に合わせて mu ban が設定されたことを示すにはかならない。そして世代の進行とともに、運河の両側の家族間の社会関係は、通婚関係の形成などを伴いながら親密なものとなり、運河を越えた単位での地域の生活集団化、自然村化が進み、その結果、1942 年の tambon 再編に合わせて 2 つが合併して 1 つの mu ban を形成するに至った。ここに今日のラーンレーム村の成立がある(北原編, 1987, pp. 557-9)。

もっともタイにおける村落の法制度化は村落の自治的發展を期待したものではなく、地域社会の管理や統制を目的にしたことは、従来からの研究が示しているところである。つまり中間権力である中央貴族・地方豪族層を排除して、王権の代行者である官僚による中央集権的なピラミッド型支配秩序を確立するためである。そのために中間権力層(中央貴族・地方支配者)と地域住民の間のパトロン・クライアント的な個別の割拠的な支配従属関係を排除し、村落社会を基礎とした支配構造を確立することをめざしたのである。mu ban の代表である phuyai ban に期待されたのも、地域秩序の安定、住民登録簿の作成、

情報の伝達、犯罪の処置などが重要な意味をもった¹¹⁾。しかしそのような意図や期待のもとに mu ban や phuyai ban が制度的に構築されたとしても、村落の側としては、この過程を通じて、上位の社会に対して自己の存在を主張できる客観的条件を獲得したといえよう。社会が地域社会レベルで住民本位に発展することが期待される現代社会段階において、このことは重要な意味を持つように思われる。

5. 現代社会と村落——公的代表性をもたらすもの——

近代期の展開の差違は、現代における村落の問題状況を2つの社会で異なったものしている。とくに公的代表性をもたらす状況の違いという視点から、考察する。

第一は、村落の組織形態である。日本の村落は公的代表性を失ったが、戦前期は村落が重要な地域社会単位であり続けた。近代の行政村、さらにその合併ということが進んだとしても、人々の第一の地域帰属は村落にある。近代の町村は数十年単位で合併を行い、現在も「平成の大合併」と称する合併が進んでいるが、村落は近世以来、基本的にその範囲を変えないことなく、内部にさまざま共同関係や生活連関を維持してきた。高度経済成長期にこれらの関係は弱まったとはいえ、今日でも村落の重要な特質となっている。今日でも、村落という地域社会は明確に存在し、「区」形態によって今日でも組織化されている。前掲の今井村は現在でも今井区であり、行信(延)村は行信(延)区である。そのなかで区長は選出され、そのもとに村落組織が編成されている。

今井区では、内部が二つの常会(東の常会、西の常会)に分かれ、それぞれの常会はさらに4つの組に分かれている。この区一常会一組という地域割にもとづいて区の役職が選出されている。また組長とは別に協議委員を設けている。さらに特殊的個別的領域に対応するために、山林委員、神社総代、土地改良区理事、農協委員が置かれている(藤井, 1991, p. 375)。一方、行信村では、区はまず旧小坂・旧行延にわかれ、さらにそれぞれが3程度の「講組」(あるいは組合とも、常会ともよぶことがある)に分かれている。同じく個別的特殊的な問題に対応するために、森林組合総代、民生委員、防犯委員、栄養委員、愛育委員、寺総代、神社総代、農協総代などがおかれている。両村落とも近世の組織形態をそのまま継続しているのではないが、村落生活の必要に応じた組織化がなされている。

タイの村落組織と比べても、日本の村落自治組織は充実しているとさえ思える。東北タイ・ナートーン村の場合、mu ban の組織は phuyai ban, 副区長である phu chuai, そして若干の委員(後述の tambon 行政機構議員や保健衛生委員など)に限定される。水利組織がないので水利委員はないし、神社がないので神社総代ものはない。中部タイ・ランレーム村もあまり大差はない(赤木・北原・竹内編, 2000, pp. 393-399)。近隣集団も日本ほど発達していない。中部タイ・ランレーム村にはそもそも明確な近隣集団がない。東北タイ・ナートーン村では mu ban が khum と呼ばれる5つの近隣集団に分割され、近年その重要性を増しているものの¹²⁾、日本のような組長や隣保長といった固有の役職は存在しない。各 khum 内に居住する mu ban の役職者が類似の役割を果たしている。

一方で、タイの村落は国家の一律的規定の下にあるので、かえってより近代的・現代的な組織的体裁をとる。具体的には、各種の委員会が存在している。mu ban には mu ban 委員会が設置され、上記の役職者に長老を加えて運営がなされる。日本村落の「区の役員会」に相当する。加えてタイの村落には、原則として小学校や寺院があるので、そのための委員会が存在する¹³⁾。ナートーン村、ラーンレーム村とも、10 数名の委員で構成されている。小学校委員会の委員長は phuyai ban が、また寺院委員会（在家だけで編成）の委員長は長老が務めている。寺院や学校には、委員会のメンバー表が大きく張り出されている。ナートーン村では、保健衛生委員会が保健衛生委員長のもとに組織されている。これら委員会は近代化政策、開発政策のもとに戦後導入されたが、日本の区では現代でも委員会方式はあまりない。町村レベルで委員会は多く作られるが、村落（区）レベルでは、実行委員会のようなものはあるが、慣習的な寄合が運営の中心になる。つまりタイでは mu ban の公的 성격によって、委員会運営方式が積極的に導入されているが、日本では村落が公的 성격をもたないために、慣習的な運営の方式が維持されている。その結果、タイの村落のほうが、より近代的現代的な外面をもつ。

第 2 は、村落役職者の問題である。近世の庄屋や名主の系譜を引く区長は公職ではなくなるが、生業が農業中心で、社会生活が主には村落内で展開していた戦前までは、村落の生活共同体的な側面が重要であったため、区長職はまだ重要で魅力ある役職だった。ところが戦後になると区長職は魅力も影響力も失った。村落は地方自治制度上における公的地位を持たないだけでなく、高度経済成長から

の兼業化などによって生活共同体的側面をも弱めるためである。同時に、昭和 30 年頃からの町村合併の進行と合わせて、区長は新広域地方自治体と住民の距離を繋ぐための「道具」となる傾向が強まったためである。生活共同体の代表者という特質の弱まりの一方で、行政機関の協力者（行政協力員）という側面が強化された。しかも行政協力に対する報酬や手数料は微々たるものである。このため区長のなり手がなくなり、区長の高齢化も進んだ。区長職を維持するために四苦八苦となっている村落も多い。今井区では、事実上の輪番で区長職を短期の任期で回すようになったし、行信区では、従来行われてきた区総会での区長選挙はできなくなり、事前に次期の区長を関係者で根回しし、そのうえで各戸が事実上の信任投票をしている。筆者の調査した他の村落では、定年退職した公務員（とくに学校教員）が「名誉職」やボランティアとして老後を区長職に捧げている事例も少なからずみられる。

タイでは、近代期より村落が mu ban として公的な地位を得たことにより、村落長 phuyai ban や副村落長 phu chuai は公職であり、準公務員待遇を与えられている。これによって年齢制限や報酬・特権の所持がみられる。年齢制限とは、一般の公務員が 60 歳定年制なので、それに対応して 60 歳定年制をとることである。60 歳を過ぎても延長できる措置はあるが、原則的には定年制をもつ。定年後の高齢者が区長を務めることが少なくない日本とは際だった相違である。一方、報酬については phuyai ban や phu chuai には公職手当が存在している。額は多いとは言えないが、それでも phuyai ban の場合には労働者の最低賃金程度に対応する報酬、phuchuai はそ

の2/3を得ている¹⁴⁾。役職者は農業等を主職としているから、公職に多忙だとしても、合計すると村落ではまづまづの生活ができる。また特権については一般公務員と同じく、子弟の公的教育機関（国立大学を含める）における授業料の軽減や免除の処置がある。このような特権付与が適当かどうかについては議論の余地があるが、優遇されていることは事実である。さらに興味深いのは、日本の区長の選出に関しては十分な法律上の規定はないが、phuyai banの選出には、上記の「ラタナコーン歴第116年地方行政法」でも細かい規定がなされている。タイのphuyai banがそれだけ強い正統性をもってきたことは明らかである。タイでも出稼ぎ、兼業化が進み、村落の自然村的側面は弱まっているが（赤木・北原・竹内編，2000）、制度的処置によってphuyai ban等は十分に供給され、彼等の活動も活発である¹⁵⁾。

第3は、今日の地方行政における村落の役割である。日本の区の役割が受動的であり、制度的な関与が保証されていないことだけ指摘し、ここではタイの現状を言及する。

近年、タイの地方では、100万バーツ基金政策が大きな関心事となっている。それは、現タクシン首相が、2001年の国会議員選挙時にかかげた政策のひとつである。当初はいろいろ批判があったが、ともかくもこの政策は実行され、ここ数年、村落において基金の運用がなされている。ここでの村落とmu banである。東北タイ・ナートーン村は人口の増加にともなって1991年から2つのmu banに分割されているが、この政策によって2つのmu banそれぞれに100万バーツ基金が創設されている。うち1つのmu banでの聞き取りによれば、現在、phu yai banを代表とす

る15人の委員会のもとで運営され、委員でもあるtambon行政機構議員のA氏が実務責任者を務め、また自宅を基金事務所としている。事務所には「ナートーン村3区100万金基金事務所 貧窮者銀行」という大きな看板が掲げられている。基金は住民への低利融資（年利5%）を行っている。1件あたりの上限は2万バーツで、融資目的は、①営農資金、②家畜などの購入、③その他の資金調達となっている。基金の運営に対しては、行政側から定期的に査察が入り（これは事前通知がないとしている）、運営の健全性が確認されると10万バーツの基金追加もなされるとのことである。従来のBAAC（農業・農業協同組合銀行）への農民の借金（赤木・北原・竹内編，2000，pp.23-28）とは相違して、自分の属すmu banの所有管理する基金からの借金であることから、借りた側も返済不履行を極力回避せざるを得ない。2001年は50件、2002年は60件、2003年は67件、そして2004年は10月時点で60件と、毎年利用者は増加している。世帯の5～7割が融資を受けていることになる。中部タイ・ローンレーム村でもほぼ同じような基金の運用がなされている。

タイでは、1997年の地方行政法の改正によってtambon行政機構が成立し、tambonレベルでの開発政策の展開が進んでいる。tambonごとの開発計画書が作成されるようになり、ナートーン村の属すtambonでも1998年より単年度ごとの事業計画書が作成されている。そして各mu banの各種の開発事業もこの計画書に盛り込まれている（藤井，2003b，p.237）。しかしながら、100万バーツ基金のように、mu ban単位に国からかなり大きな財源が投下され、そのもとで地域住民の厚生や地域開発が図られているから、mu

ban への財政的配分は決して軽視されていないように思われる¹⁶⁾。つまり tambon と mu ban の間には役割分担が行われ、それぞれが固有の地位を地域社会で保持している。

6. むすびにかえて

本稿はタイの mu ban 制度を美化するつもりはない。タイの mu ban そして地方制度にも多くの問題や欠陥がある。とくに制度の不十分さとともに、内実が伴わない点が多々ある。よく言われるのは汚職や収賄である。地方では phuyai ban などの村落役職者の地位や影響力が強いため、彼等を利用して国政選挙等で買収がしばしば行われる。

だから先進国である日本の社会は、タイのような途上国から学ぶべきものはないという結論にはならないだろう。現代の日本は近代化・民主化を一定水準まで進めたことは事実だが、以上のように、村落の公的代表性が未確立なことによる地方制度の枠組みの弱点は明らかである。社会のもっとも基礎的な領域である地域社会において制度的装置がきわめて貧弱にしか存在しない。日本社会としては、タイ社会にみられる長所、つまり mu ban の制度性、あるいは公的代表性の確保を評価すべきではなかろうか。

近年、日本でも新しい公共圏域の形成に対応して、市町村レベルの下位領域に「近隣自治政府」が必要であることが説かれ、具体的には、都市部の小学校区程度の圏域が想定されている(間島, 2004)。村落社会にかかわる具体性をもった論述がないこと、また西欧的概念に依存しすぎて日本社会の歴史をふまえた認識が弱いことなどの問題点はあるが、村落を「近隣自治政府」として見直すチャンス

も生じている。たとえ開発途上国とよばれる社会の制度であっても、日本社会の近代化・民主化に必要であれば、取り入れることを躊躇すべきではかろう。

注

- 1) 新・行延村の庄屋を世襲的に務めることになる Y 家本家は、近世初期にはいまだ城下である津津に屋敷さえ所持していたのであり、とても一般の農民とはいえない状況や地位にあった。
- 2) 新・行延村の成立にはいろいろ経緯があったようである。新・行延村で庄屋職を出さなかった側の村落の住民のなかには、現在でも古い過去のことにとこだわる人がいる。
- 3) 日本と違って、タイでは、前近代までの村落を実証的に考察することとは極めて困難である。理由は、残存する資料の欠如である。タイの村落では、日本のように文書が整備されなかったし、古文書は素材や管理の悪さのために残存することはない。また後の問題にも関わるが、村落と支配者の関係が日本の場合とは違っていたために、支配者側が村落の史料を整備・保存することもなかった。
- 4) 当時の東北タイをタイの一部として捉えられるかについてはいろいろ留意すべき問題があるが(ウィニチャクン, 2003; 高岡ほか, 2004), 19 世紀前半におけるアヌ王の反乱に対するバンコク王権による鎮圧以降は、否応なく、東北タイはシャム王権の支配領域内の地方という性格を実質的に強めたといえる。
- 5) ちなみに、この「屋敷地共住集団」を夫方居住に置き換えれば、中世から近世初頭まで存在した日本の族縁共同体(歴史学では名などとして理解されてきたもの)に極めて近いという議論もあるから(鷲見, 1983, pp. 273-4), 中世における村落としての名共同体といわれるものも(永原, 1968, pp. 184-5), 結局、タイの古い村落とそれほど違わなかったかもしれない。
- 6) 残念ながら、エモニエの調査の中では、村落が

どのような共同関係を有していたかについての言及はない。彼の調査は網羅的で、一つの村落に滞在する時間は、短ければ1時間程度、長くても1～2日程度だった。このため村落の規模程度は把握できるが、内部の社会秩序や社会関係まで詳しく調査できなかった。ただし婚姻儀礼、相続慣行、生業などについてはある程度の記述がなされている。

- 7) この点は、近年影響力のある「港市」論とのかかわりでも興味深い(弘末, 2004)。
- 8) エモエエの調査報告の末尾の地図を参照のこと。
- 9) この文書は、赤木攻氏による同法の翻訳を原本として、一定数の訳語を原語に戻したものである。
- 10) banのサイズによってmu banになれない場合、あるいはbanが分割される場合は確かに存在した。また集落の空間的分散性と関係すると思われるが、いち早く近代地方行政制度が導入された中部で、両者の不一致やズレが生じているケースが多いとされる(Keyes, 1970, pp. 102-3)。なお村落に対する2重名称、つまりbanとmu banの使用は現在でもみられる。個々の村落を「○○村(むら)」と呼ぶときには「ban○○」と呼び、公的な資料には、mu banに付けられた通し番号(上位の行政単位であるtambonの範囲で付与)によって「mu ban 1」とか、banを省略して「mu 2」と記される。
- 11) この項、赤木攻氏作成の未公開資料に基づく。
- 12) khumはラオ族の村落に古くよりあるが、近年強化される傾向にある(藤井, 2003 b, pp. 234-5)
- 13) ナートーン村では1991年にmu banが分割され、以来、村落が2つのmu banから構成されている。しかしながら学校や寺院は1つだけなので、委員会も2つのmu banを含んで一本化されている。
- 14) 聞き取りによれば、phuyai banは月額3,000, phu chuaiは2,000 バーツである。
- 15) phuyai banの性質については、サイズや橋本卓の論考を参照(Keyes, 1966/1970, 橋本, 1991)。
- 16) 近年におけるtambon強化については、研究者の間で議論がある(赤木・北原・竹内編, 2000,

pp. 378; Nelson 2000, pp. 19-20)。とくに利益配分の点に関してはmu banとtambonを対立的にとらえる必要はないのではないか。例えば、tambon行政機構議員は法律の規定により各mu banから2名が選出されるから、tambon行政機構におけるmu banの制度的地位は明確である。明治以来、日本の村落(区)が、村議会議員の公的選出単位でないために、区推薦という歪んだかたちで村落関係者を議会に送り込んで来たのとは異なる。しかも東北タイ・ナートーン村のtambon行政機構議員に見られるように、彼等はmu banの役員という顔ももち、mu banの役員会に出席し、mu banのなかの近隣集団khumの世話役も務める。彼等はmu banを公的に代表してtambon行政機構の運営に参加する役職者といえる。もっともphuyai ban-kamnanとtambon行政機構議員との間に権限配分の逆点が生じ、その結果として両者間に個人的あるいは組織的対立関係が発生している場合もある。

参考文献

- 赤木攻・北原淳・竹内隆夫編(2000)『続・タイ農村の構造と変動』勁草書房。
- 有賀喜左衛門(1958)「村落の概念について」(『哲学』35, 三田哲学会) [(1971)『有賀喜左衛門著作集X』未来社所収]。
- ウィニッチャクン, トンチャイ(2003)『地図がつくったタイ』(石井米雄訳) 明石書店。
- 岡正雄(1979)『異人その他』言叢社。
- 北原淳(1990)『タイ農村社会論』勁草書房。
- (1995)「タイの地方国における徭役制度」『総合的地域研究』8(科研「重点領域研究」), 26-31頁。
- 編(1987)『タイ農村の構造と変動』勁草書房。
- 口羽益生編(1990)『ドーンデン村の伝統構造とその変容』創文社。
- 国文学研究資料館史料館編(1999)『町村制の発足(史料叢書3)』名著出版。
- 小島鋼次郎, 岸野武司, 河毛三郎(1889)『町村制実

- 用」商報会社。
- 桜井由躬雄(2002)『東南アジアの歴史』放送大学教育振興会。
- 鈴木榮太郎(1941)『日本農村社会学原理』河出書房 [(1968)『同著作集Ⅰ・Ⅱ』未来社]。
- タシヤール, ギー(1991)「シャム王国への国王派遣使節タシヤール神父ならびにイエズス会士による第2回旅行記」(鈴木康司訳)『シャム旅行記(17・18世紀大旅行記叢書7)』岩波書店, 361-648頁。
- 鷺見等曜(1983)『前近代日本家族の構造』弘文堂。
- 高岡正信・タウィーシン, スップワッタナー(2004)「近くて遠い隣人—タイ・ラオ民族間関係の歴史の展開」加藤剛編『変容する東南アジア社会』めこん, 93-140頁。
- 永原慶二(1968)『日本の中世社会』岩波書店。
- ナートスパー, チャティップ(1987)『タイ村落経済史』(野中耕一, 末廣昭編訳)井村文化事業社。
- 橋本卓(1991)『農村の政治学—タイ農村をめぐる支配と政治—』矢野暢編『東南アジアの政治 [東南アジア学 第7巻]』弘文堂, 120-140頁。
- (1996)「チャクリー改革期における地方統治改革」玉田芳史編『チャクリー改革とタイの近代国家形成 [総合的地域研究11]』京都大学, 1-33頁。
- 弘末雅士(2004)『東南アジアの港市世界』岩波書店。
- 藤井勝(1991)「佐久市今井の家・同族・村落」長谷川善計ほか『日本社会の基層構造』法律文化社, 243-410頁。
- (1997)『家と同族の歴史社会学』刀水書房。
- (1998)「日本における地域共同管理の原像」中田実ほか編『地域共同管理の現在』東信堂, 41-53頁。
- (2003a)「前近代の東北タイと地域社会」『文化学年報』22, 神戸大学大学院文学研究科, 17-65頁。
- (2003b)「20世紀における東北タイ村落発展史の一断面」『名古屋大学社会学論集』24, 名古屋大学大学院環境学研究科社会学研究室, 221-242頁。
- 間島正秀(2004)「新しい『住民自治組織』—近隣自治政府の設計」神野直彦・澤井安勇編著『ソーシャル・ガバナンス—新しい分権・市民社会の構図』東洋経済新報社, 159-182頁。
- 水野浩一(1981)『タイ農村の社会組織』創文堂。
- 柵原町教育委員会ほか編(1991)『わたしたちの柵原町』西日本法規出版株式会社。
- 山中永之佑(1999)『日本近代地方自治制と国家』弘文堂。
- リード, アンソニー(1997)『大航海時代の東南アジア I』(平野秀秋, 田中優子訳)法政大学出版会。
- Aymonier, Etienne, (2000) *Isan Travels: North-east Thailand's Economy in 1883-1884*, White Lotus.
- Aymonier, Etienne, (1895/1897) *Voyage dans le Laos*, Paris.
- Keyes, Charles F, (1966) "Peasant and Nation: a Thai-Lao Village in Thai State", Doctoral Dissertation (Cornell University), pp. 1-385.
- , (1970) "Local Leadership in Rural Thailand", *Local Authority and Administration in Thailand*, ed. by Fred R. von der Menden and David A. Wilson, University of Cornell (Report No. 1 1970 for the United States Operations Mission/Thailand), pp. 92-127.
- , (1976) "In Search of Land: Village Formation in the Central Chi Riber Valley, Northeastern Thailand", *Contributions to Asian Studies*, Vol. 9, pp. 45-63.
- Mikusol, Paitoon, (1984) "Social and Cultural History of Northeastern Thailand from 1868-1910: A Case Study of the Huamunag Khamen Padong (Surin, Sangkha and Khukan)", Doctoral Dissertation (University of Washington), pp. 1-259.
- Nelson, (2000) "Local Government Reform in Thailand: with Some Comparative Perspectives (Revised Edition)", *KPI Reports Series No. 1*, Center of the Study of Thai Politics and Democracy, King Prajadhipok's Institute, pp. 1-97.

近代化における日本村落・タイ村落

Phongphit, Seri and Kevin Hewison, (2001)
*Village Life: Cultural and Transition in
Thailand's Northeast*, White Lotus.

Tej Bunnag, (1977) *The Provincial Administration
of Siam 1895-1915*, Oxford University
Press.

Phra Intratiban, (1977) "Report on an Inspection
Trip in the Countryside by a Government

Official, Dated 22 May and 19 June 1896",
Chattip Nartsupha and Suthy Prasartset eds.,
Socio-Economic Institutions and Cultural
Change in Siam, 1851-1910: A Documentary
Survey, *Southeast Asian Perspectives Series*
No. 4, pp. 39-44.

(神戸大学文学部)